雲南広域連合認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

実施要綱

平成３１年３月２０日

訓　令　第　　２　号

（目的）

第１条　この要綱は、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）において、要介護及び要支援２の認定を受けた雲南広域連合の被保険者（以下「被保険者」という。）を受け入れ、家賃及び光熱水費（以下「家賃等」という。）の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行うことにより、低所得者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（助成の対象）

第２条　助成の対象は、第４条の規定による承認を受け、かつ、第５条の規定に該当すると認定を受けた利用者（以下「認定利用者」という。）に対し、利用者負担を軽減した事業者とする。

（助成対象事業所の申請）

第３条　事業者が助成を受けようとするときは、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成利用申請書（様式第１号。以下「助成利用申請書」という。）を広域連合長に提出しなければならない。

（助成対象事業所の承認）

第４条　広域連合長は、前条に規定する助成利用申請書を受理したときは、当該事業所の運営規程の確認等必要な審査をし、承認又は不承認の決定を行い、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成利用承認決定通知書(様式第２号の１) 又は認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成利用不承認決定通知書(様式第２号の２)により通知するものとする。

（軽減の対象者）

第５条　軽減の対象者は、被保険者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。ただし、短期利用共同生活介護の利用者は除くものとする。

（１）世帯全員が第７条第１項で規定する申請をした日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度。以下「申請日の属する年度」という。）において住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者又は、生活保護受給者

（２）世帯全員が申請日の属する年度において住民税非課税で、本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が８０万円以下の者

（３）世帯全員が申請日の属する年度において住民税非課税で、本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が８０万円を超える者

（助成金額）

第６条　事業者への助成金額は、次の各号に定める額を上限に事業者が認定利用者に対し軽減した額とする。

(1)　月の全部を対象とした利用者負担額を軽減された者については、次の当該各号に定める額

ア　認定区分が第5条第1号である者　1月あたり12,000円

イ　認定区分が第5条第2号である者　1月あたり10,000円

ウ　認定区分が第5条第3号である者　1月あたり8,000円

(2)　月の一部を対象とした利用者負担額を軽減された者については、次の当該各号に定める額

ア　認定区分が第5条第1号である者　1日あたり400円

イ　認定区分が第5条第2号である者　1日あたり330円

ウ　認定区分が第5条第3号である者　1日あたり270円

（利用者負担額の軽減対象者の認定）

第７条　利用者負担額の軽減を受けようとする者は、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減認定申請書（様式第３号の１）により広域連合長に申請しなければならない。ただし、申請者は被保険者又は被保険者と同一世帯の者（以下「軽減対象申請者」という。）とする。

２　広域連合長は、前項の申請に基づき該当又は非該当の決定を行い、軽減対象申請者に認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減認定通知書（様式第４号の１）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減非該当認定通知書(様式第４号の２)（以下「認定通知書」という。)により通知するものとする。

３　認定通知書の有効期間は、申請日の属する月が８月から１２月までの間である場合は、申請日の属する月の初日から翌年の７月３１日までとし、申請日の属する月が１月から７月までの間である場合は、申請日の属する年の７月３１日までとする。

４　第２項の規定で該当の認定を受けた被保険者が第５条各号のいずれにも該当しなくなったときは、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減認定非該当申請書（様式第３号の２）により広域連合長に申請しなければならない。

５　第２項の規定は、前項の申請に係る認定について準用する。

（職権による軽減対象の非該当認定）

第８条　広域連合長は、前条第４項の規定にかかわらず、職権で軽減対象の非該当認定をすることができる。

２　広域連合長は、前項の認定をしたときは、当該被保険者に非該当認定通知書により通知するものとする。

（認定通知書の提示）

第９条　認定を受けた者は、利用（予定）事業所に認定通知書を提示しなければならない。

（対象者認定結果の開示）

第１０条　広域連合長は、軽減対象申請者の同意があるときは、助成対象事業所の請求により、第７条及び第８条の認定結果を開示することができる。

２　開示を請求しようとする助成対象事業所は、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減対象者認定結果開示請求書（様式第５号）を広域連合長に提出しなければならない。

３　広域連合長は、前項の請求があったときは、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減対象者認定結果開示書（様式第６号）により開示するものとする。

（交付申請）

第１１条　助成金の交付を受けようとする事業者は、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成金交付申請書（様式第７号）に、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減証明書（様式第８号）を添えて広域連合長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第１２条　広域連合長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定し、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成金交付決定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２　前項の決定を受けた事業者は、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成金請求書（様式第１０号）を広域連合長に提出するものとする。

（不正利得の徴収）

第１３条　広域連合長は、偽りその他の不正行為によって、この要綱による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から助成金の全部または一部を返還させることができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成３１年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第７条第３項の規定による平成３１年６月３０日までの認定通知の有効期間は、平成３１年７月３１日までの期間を適用する。